

奈良県告示第二百十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十四年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

上野地（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字上野地六五九番三	一号	
〃	六六〇番三	二号
〃	二七九番一二	三号
〃	二四三番一	四号
〃	二二七番二	五号
〃	二二七番三	六号
〃	六九四番	七号
〃	六八三番	八号
〃	六七八番	九号